

議案第91号

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例の設定について

次のとおり鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月14日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県栽培漁業センター手数料徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、鳥取県栽培漁業センター（以下「センター」という。）における手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第2条 センターが依頼を受けて行う魚類に係る疾病の検査又は各種証明書の交付については、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第3条 前条の手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めた場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

(既納の手数料)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(この条例の適用)

2 第2条の規定は、この条例の施行の日以後に行う同条の検査又は証明書の交付について適用する。

別表(第3条関係)

1 検査手数料

区 分	金 額
(1) コイヘルペスウイルス病	1 回につき 13,700円
(2) コイ春ウイルス血症	
ア ウイルス分離検査	1 回につき 20,300円
イ 間接蛍光抗体法検査	1 回につき 13,500円
ウ 逆転写ポリメラーゼ連鎖反応検査	1 回につき 13,400円
(3) アユ冷水病	1 回につき 28,600円

2 証明書交付手数料

区 分	金 額
(1) 1 に掲げる魚類に係る疾病の検査を行った旨の証明書	1 通につき 420円
(2) 国が指定する団体が作成した検査結果書に基づき作成する 1 に掲げる魚類に係る疾病にかかっていない旨の証明書	1 通につき 420円

備考 1 の(1)及び(2)は、異常を示す個体でないことを確認するため、依頼を受けて行う検査(持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第7条の2第2項又は第9条の2第1項の規定による命令に基づき行う検査を除く。)に適用する。

